## 第一次世界大戦と在独日本人の抑留問題 <u>H</u>.

### 奈良岡 聰 智梶 原 克 彦

#### 目次

総論·解説

一 池邊榮太郎 (以上、第四十七号)

四 大瀧潤家・鴻海蔵・岡田日人・杉田直樹(以上、第五十号)三 内島昌雄・西成甫・三間隆次(以上、第四十九号)二 石川源三郎・野依辰治・前園秀松他(以上、第四十八号)

一野原駒吉・橋爪カール(以上、本号)

#### 解説

ていた。一方、ブレーメンは、ハンブルク同様、中世ハンザ存在した領邦国家であり、デトモルトにはその宮廷が置かれン州のリッペ郡(Kreis)であるが、かつてはドイツ帝国に上げる。リッペ侯国は現在ノルトライン=ヴェストファーレトげる。リッペ侯国の首都デトモルトで抑留された野原本号では、リッペ侯国の首都デトモルトで抑留された野原

戦勃発に遭遇したところで抑留されることとなった。はハンブルクのオーライエン商会で電気技師として働き、大リースハイム化学工場の染料技師として、そして橋爪カール業や貿易の拠点の一つであった。野原駒吉はデトモルトでグ都市の位置づけをなお維持している都市州であり、当時も商

的帰属と民族的帰属とのあいだで「抑留・拘禁対象者」とし 大で離れた朝鮮人の他にも、橋爪のように国際結婚のなかで 大で離れた朝鮮人の他にも、橋爪のように国際結婚のなかで 大で離れた朝鮮人の他にも、橋爪のように国際結婚のなかで 大で離れた朝鮮人の他にも、橋爪のように国際結婚のなかで 大で離れた朝鮮人の他にも、橋爪のように、ドイツ人の父と 「日本人の景から生まれたので、どうやら日 はドイツ人の父と日本人と見なされていないと報告されてい 本大使館からは日本人と見なされていないと報告されてい 本大使館からは日本人と見なされていないと報告されてい 本大使館からは日本人と見なされていないと報告されてい 本大使館からは日本人と見なされていないと報告されてい 本大使館からは日本人と見なされていないと報告されてい 本大使館からは日本人と見なされていないと報告されてい 本大使館からは日本人と見なされていないと報告されてい 本大使館からは日本人と見なされていないと報告が実施した。 にこ。ドイツんの父と 「日本人の景向に関わりなく、国家 大で触れた朝鮮人の他にも、橋爪のように、ドイツ人の父と

て自身の帰属先を宛がわれた例もあった。

異なっていたが、敵国との関わりという点でデトモルトのそ 月以上に亙った。また三人の子供たちと引き離され、 りのあるドイツ人も寛大な処遇を享受したことも窺える。 ていたことを書き記している。そこではドイツ出身でイギリ 妻と逆の立場だった日本出身のベルツ花は、大戦後に出版 拘束されることになった。ところで、ドイツ人の夫と死別後 原夫妻は共に一つの狭い未決監に収容され、その期間も一ヶ れはかなり厳しい処遇が行われていたといえる。 本人民間人抑留の在り方については現地の官憲により対応が なったとあるように、ベルツ花の筆致からは、敵国とつなが た。そして義母は結局一日一 なっていたが、開戦と共にドイツで暮らすようになってい にとっては義弟)の仕事の関係で渡英し、「イギリス人」と ス国籍を取得していた義母についても触れ、義母は息子 た『欧州大戦当時の独逸』で、当時外国人は、 もドイツ(シュトゥットガルト)に在住し、ちょうど野原 人の不穏当な行為から「保護」することを理由として彼女も 様に観察され、 こうした動向は日本人をパートナーとする者に対しても 当時の国籍は定かではないが、他の日本人同様、ドイツ 検閲を受け、 野原との結婚後もドイツで暮らしていたことが窺わ 野原の妻がこれに該当した。彼女はドイツ出 毎日一度の警察署への出頭が義務付けられ 回の出頭を免ぜられるように 日々の動静検 例えば、野 毎日十 (花 同

このでは、生業も財産も大きく損なわれることに国外退去処分を受け、生業も財産も大きく損なわれることに国外退去処分を受け、生業も財産も大きく損なわれることにある。

聞がこれらの事柄を公にすることが重要である。それという るために必要である。もし記事が事実ならば、 掲載することが、日本の新聞にも同じく否定記事を掲載させ 在ドイツの日本人が拘禁されているのかということであり の関心事は、『ジャパン・クロニクル』の記事にあるように、 国人が誹謗中傷などを受けなかったことを覚えている。 自分は二十八年来日本に住んでいるが、日清戦争時に在日清 されており、民間人は戦前と同様に経済活動を行っている。 意見では、在日ドイツ人民間人ならびにドイツ兵捕虜は厚遇 き記事と在独日本人の処遇に関する見解を書き送った。 に宛てて、『ジャパン・クロニクル』の野原に関する切り J・ユリアンは、ドイツ在住の妹を通じてフォス新聞編集部 通じてドイツにも伝えられた。例えば、神戸在住のドイツ人 本在留の外国人にも知れ渡っただけでなく、様々なルートを タビュー記事を通じて、こうした野原一家に対する処遇は日 アドヴァタイザー』紙や『ジャパン・クロニクル』紙のイン の途に着いた。その後、日本の英字新聞である『ジャパ もし事実でないならば、フォス新聞でこれを否定する記事を 野原一家は一九一五年一月一日にドイツを出国 妻と子供たちはスイスで生活し、 野原は同年三月に帰国 日独双方の新 その 彼の

のも、 リアンは書き、この内容はドイツ帝国外務省へも伝えられ 外追放するのでは、という噂が出回っている、このようにユ 応をしない場合、日本が報復として日本在住のドイツ人を国 在独日本人の取り扱いを理由とした日本の苦情に満足い の取り扱いに関する記事を再び掲載したが、今日、ドイツが しない。三月二十五日に、『ジャパン・クロニクル』が野原 るとすれば、そのことが日本で注意を引くとしても驚くに値 ている一方で、在独日本人、つまり非戦闘員が拘束されてい 捕虜及び民間人の取り扱いは相互性に基づいているか 自分達在日ドイツ人が極めて好意的に取り扱われ く対

り、一九一五年一月と九月には青島在留ドイツ人の検挙も行 協商国側からの不満を背景に、 へ寄港したドイツ人の拘束を検討したこともあった。また在 放が進まず、その解放を実現するために報復措置として日本 は一九一四年末、ドイツ占領下にあったベルギーでの邦人解 日ドイツ人処遇の厳格化へのコメントと併せて、 われていた。こうした情勢の変化は、珍田捨巳駐米大使の在 の活動に対する警戒や、在日ドイツ人処遇の寛容さに対する 日ドイツ人民間人の処遇は開戦当初寛容だったものの、独探 する報復を招く恐れだったと言えよう。実際、日本の外務省 ユリアンが野原に対する処遇に関心を払った理由の一つ 在独日本人に対する酷遇が自身を含む在日ドイツ人に対 徐々に厳しさを増し始めてお 報復措置

曲

可能性を信じ込ませるに充分だったと言えよう。

と説明した。野原に関する説明では、リッペ侯国国務省の を日本に求めるようドイツ帝国外務省へ提案していた。 柄が完全に間違っているという状況からして、記者による歪 明を歪曲したか、のいずれかであり、野原個人に関係する事 アドヴァタイザー』紙の記者が党派的意図をもって野原の説 査報告に従えば、野原が間違った説明をしたか、『ジャパン・ イケベ、オノ、ノハラについては、添付文書と共に事実無根 メリカ大使館に回答し、虐待を受けたとする報道の れた。一九一五年七月一七日付でドイツ帝国外務省は在独ア イツは野原らの処遇をめぐり事の真相を調査する必要に迫ら きとは別に、在外同胞の安全と経済活動存続のためにも の野原や橋爪の安否確認は以前からもあったが、そうした動 日本人の保護・利益の代表を務める在独アメリカ大使館から パン・アドヴァタイザー』紙における日本人酷遇記事の訂 済団体である東アジア協会(Ostasiatischer Verein) の可能性を指摘した。 その他にも、アジア太平洋方面に関する在ハンブルクの が、 『ジャ

容期間が実際は「二ヶ月弱」のところを「二ヶ月から三ヶ 記載に不正確な点があるのは否めない(例えば未決監での収 ニクル』の同報記事とリッペ侯国国務省の報告とを比べてみ 『ジャパン・アドヴァタイザー』および『ジャパ 当時の国際プロパガンダ戦の影響もあってか、 ン ・ 前者の

保の観点からは矛盾している)。財産被害についても、野原 際に個人財産が没収され、 憲の回答は齟齬を来している。 が国外退去に際してその保護の有無を照会した電報は残って たちは自宅で生活し続けるままにしておいたことは、安全確 き不適当な場所での拘留を説明できるものではない はすべて保護のためとされているが、心身双方の衛生面につ 離されて) るように、 いるのに対して、そうした動きはそもそもなかったとする官 ては保護のためとしながらも、両親は未決監に収容し、子供 に収容した理由、子供たちが通学停止となった理由 月」とする)。しかし野原だけでなく夫人まで(子供と引き 拘束されなければならなかった理由、 国外退去後に返還された例があ 他の領邦でも官憲によって実 狭い未決監 、これら (また総

存在も含めた、ドイツ人への報復措置への懸念を惹起する一 もドイツにおける日本人の処遇へ大きな関心を寄せていたこ 互性の観点から、 野原の抑留をめぐる問題には、民間人処遇で指摘される相 示されている。ところでこの相互性は、 在日ドイツ人に対する「厚遇」を通じて、在独日本人 日本政府や家族だけでなく、 ドイツ兵捕虜の 在日ドイツ人

> えられてしまい、その個々人に刻まれた苦難は「大戦と民間 ることを期待したい。 ての第一次世界大戦と日本とのかかわりを再考する一助とな した所以もそこにあり、 くに野原の陳述書と在独アメリカ大使館に宛てた手紙を採録 た恩恵を受けたところがあるものの、 の解放を後押しした側面もある。 人処遇」という大文字の問題には還元され得ない。本稿がと 本翻刻が 野原や橋爪も確かにそうし 「忘れられた総力戦」とし 戦争で大きく人生を変

#### 凡例

なお翻刻に際しては、 以下のルールに依った。

適宜段落を整理し、句読点や中黒を補った。

漢字は原則として新字体を用いた。

同一資料内で表記が揺れている場合、 編者が統一した場合がある。

様々な損害を受けたことが野原の日本の外務大臣へ宛てた陳

最終的に没収という形にはならなかったにせよ、

て与えたと見なし得るだろう。

過酷なもので、解放後も物心両面の大きな損害を一家に対し 述書からも察せられる。総じて野原夫妻の抑留は長期に亙る

および [ ]の記述は、編者が付したものである。

判読不能な語句は□で表記した

#### 五 野原駒· 吉・橋爪カー ル

1

原駒吉「財産を奪はれた在獨日本人」(『東京朝日新

>獨逸官憲の暴虐 ▽言語に絶江たる 聞 一九一五年三月一九日)

みならず獨逸婦人を娶り其間には三人の愛子まで儲けてて居つた邦人野原駒吉氏と云へば、同市古参の日本人たるのて逸りッペー州デトモルト市に化学工薬品製造所を経営し

状態となつて辛くも十八日未明横浜着マンチユリア号で米国を続けて来たものであるが、日獨開戦と共に此平和なる一家五人は没義道なる獨逸官民の迫害を被り暴虐極まりなき取扱五人は没義道なる獨逸官民の迫害を被り暴虐極まりなき取扱を受けた揚句、有る程の家財も悉く没収され妻子別れ⟨⟨の資材を擁していと安らかな生活地を第二の古郷と心得数万の資材を擁していと安らかな生活地を第二ので、氏自身にも其地を関する。

次で一 境遇は十月の末迄続いた、而して辛つと出監したかと思ふと 処分、数万の財産は即座に没収の憂き目を見た、未決監の苦 けようとは思はなかつた、昨年八月十八日日本の宣戦に先立 悲憤の情を語つていふには『十数年来我居村の如き考へで住 しみの如何許りであつたかは今一寸話も出来ない程で斯した ▲雑居の未決監 我等親子の者五人を引捕へて容赦なく殺人や放火の囚 つて昨日までの友情は忽ちにして憎悪に変つたデ市の官憲は んで居つた獨逸の人間から斯程迄情知らずの凶暴な待遇を受 ▲孤影悄然とし て帰朝した、氏は遣る瀬のなかつた其折の 用務が重なつて居る為め哀訴嘆願の結果漸く猶予を許され 週間以内に退去の命令を受取つたが、 に押籠同様に叩き入れた許りか子供は退学 家事の整理其他 人と

騒動であつた、でも妻子等を同所に残し自分丈米国を経て帰つて明朝早くに出発せよとの厳命殆で足下から禽の立つ様な迫と侮辱とを受けつ、暮の大晦日になつた旅券は其深夜に下▲いくら待ても 旅券の下付がない、其間には日々官民の圧

朝した次第であるが

本珍田大使に会 つて財産返附の手続を願つた処が夫が到底
本珍田大使に会 つて財産返附の手続を願つた処が夫が到底

#### 

### ▲当地野原駒吉氏夫婦の遭難

てその迷夢が覚めたよ、顧みれば昨年八月四日頃だ、英獨のてその迷夢が覚めたよ、顧みれば昨年八月四日頃だ、英獨のは勿論人道に上よりいふも世界に卓越せるものと思つてゐは勿論人道に上よりいふも世界に卓越せるものと思つてゐは勿論人道に上よりいふも世界に卓越せるものと思つてゐは勿論人道に上よりいふも世界に卓越せるものと思つてゐた、それほど獨逸崇拝者であつた然るに今度の遭難から始めた、それほど獨逸崇拝者であつた然るに今度の遭難から始めた、それほど獨逸崇拝者であつた然るに今度の遭難から始めた、それほど獨逸崇拝者であつた然るに今度の遭難から始めた。

急いで準備を整へると今度は

散歩も許さず湯には勿論入らず有ゆる凌辱虐待を受けたので 釈放に努めたがこれまた其効なく却つて政府は妻をも拘禁す された、妻は予の拘禁を聞き驚いて馳付けたが固く鐡柵を施 央政府の命令なりと称し要領を得ず同日遂に同地監獄に収監 引立てられ仕方なく遂に同州政務大臣と会見して訴へたが を禁ずる旨を言ひ渡して立去つた兎角する程に同月二十二日 使館に何分の指揮を仰がんと申込んで置いた処がその後八月 を見ると予も思はず泣かされたものであつた、 から食事を運ぶこと、なり、 を案じて只歔欷くのであつた、 を憤つたが詮方がない、 獄裡に夫婦相会うてその奇禍を悲しむと共に獨逸政府の横暴 るに至つたのである、或日典獄の好意で同一 して面会を許さないので女ながらも外務省や知人に通知して に至りて大使館より退去せよとの電命があつたが時既に遅 の予備軍人にあらずやと訊ねたが、 十八日のこと突然一名の私服巡査が面会を求めて貴下は日 国交断絶を新聞の号外で知つた時、 一十三日から十月三十一日釈放される迄約三ヶ月間 同日一名の制服巡査□保護の名の下に警察に同行せよと たがいたいけない七つの愛児が妻の膝に凭れて泣くの 否と答へた処件の密偵が署長の命令と称して予に旅 世界戦乱の渦中に投ずること、想像したので駐在大 妻は家に残した三人の幼児 愛児も一日十分間宛の 四五日後典獄に嘆願 素より軍籍に関係がな 日本も日英同盟の関係上 監房に収容され かくて八月 一分間 面会は許 して自宅 0) 身の 中

め獨逸人の暴唳野蛮に驚くのである」云々。四五万円の資金を有し拘禁中の被害は少くとも十万円これ四五万円の資金を有し拘禁中の被害は少くとも十万円これと当時を追想すると全く戦慄するのである、而して予は同地当時を追想すると全く戦慄するのである、而して予は同地

# 二巻』外務省外交史料館) 年法律第三十六号戦争に因る損害救恤関係 救恤申請書第 野原駒吉「陳情書」(『欧州、日独戦争関係一件 昭和四

住せり。 正三年六月廿二日再び本邦を発し「シベリヤ」 又児童教育の都合上独逸国に移転するに決し、 欧洲戦争以前より、自分は多年輸出入仲介営業に従事 せんが為め、 損害に基因し現時尚窮乏を極めつつある実状態を詳細に の被りたる損害の件に付き其の経路と損害の理由、 害を被りたる帝国臣民の追加救恤に関する法律発布せら るに付き、規定に基き貴官宛損害申請書提出せるも、 同 今回同盟及聯合国と独逸国及其の 常に本邦欧洲間 大正壱年九月以 全年八月十七日在住地 翌七月五日着独し引続き欧洲各地を旅行し営業に従 爾来自分は商要務を帯び、 貴官宛本陳情書を提出する所なり。 来全国 社復なし居りしも、 「リッペー 「デトモ 同盟 屢々帰朝せり。 洲デトモルト」 ルト 営業上便宜の為 亜国との 自分並に家族 市に帰着 経 戦 争に因 由 渡独 而 尚自 して大 し居 せし 0) n 損

以て、 するの理由なきを説しに、政務長は伯林中央政府よりの命令 を警察署長及び其他の警吏をして警護せしめ、全市政務局に 此の不法なる命令に従ふ能ざるを述しに、 禁処分に服せざるを告げたり。検事長是を聞や怒気満面に著 仝市の監獄に導き、一監房を開き此処に監禁するを告げた 彼と同行するの止を得ざる事となれり。然るに署長は自分を 処分を受る理由なしと同行を拒絶せしに、署長は検事長より らず、又犯罪者にもあらず、唯一商売として在住し居るは仝 長を自宅に派し、自分は敵国民たるを以て監禁せらるべきも 長警吏等に低声にて何事か私語して其室を去れり。 なれば汝は此の命令に服せざるべからずとの一言を残し、 の命令なればとて強制的に自分を屋外拉し去りたれば、遂に 市官憲は勿論仝市民の好く知る処なれば、 のなりとて同行を求めたるを以て、自分は皇軍籍にあるに非 は旅行を禁ずる旨厳命せり。 依て自分は其の不法を説き絶体に彼の命令に従ざりしを 汝敵国の奴輩何すれぞ検事長の命令に従はざるやと蛮声 仝月廿二日日独国交破るるに当り仝市官憲は再び警察署 仝日仝市警察署長「ケネケー」自宅に来り、今後外出又 署長は自分を検事局に導き、検事長「クレデー」に監 然ども自分は百方其の不法を弁陳し、 加之侮辱的の言語を弄したるも、 政務長 「ビーデンウエグ」より再び監禁の宣告 依て止を得ず自宅に上り居りし 検事長は再び自分 自分は飽くまでも 如斯不法なる監禁 監禁処分に服 此時自分

は、 と格闘し、 れたる監獄は重罪犯人を収容する処にして、 殆ど猛獣に等しきは推して知るべきなり。 行を敢行するものなれば、 拳を固めて殴打せしことありたり。教育者を以て自から任 屢々児童と途上に遭遇せし際、 上に遭遇せば鉄拳制裁を加ふべきを以てせり。 児童との交際は勿論、言語の交換をも厳禁し、敵国児童と途 教頭文学博士「ブリユクネル」は全校生徒に命ずるに、 自分の投入せられたる監房中に投ぜられたり。 妨害するものとなし、又妻の敵国に国籍を有すとの せらるるや極力釈放運動に従事せしに、官憲は彼等の行動を せられたり。事此処に至り万事休す、何等策を施す処を知ら 傾くる事なく、鉄拳雨下の元に手取り足取り一監房中に投入 警吏等は再び自分を監獄に導き、自分の抗議に対し何等耳を きを悟りたり。依て彼等頑迷なる警吏等の為すに任せたり。 せらるるに如かずと思ひしも、翻て考ふるに、斯る場合に処 は憤慨其極度に達し激昂せる折から、 し貴重なる生命を損ずるは所謂犬死にして、何等利する処な 全月廿四日是又殴打暴力に依り監禁せらるる身となり、<br /> 唯茫然たるのみなりし。 而も博士の称号を有するものにして尚ほ如斯非文明的 敵国民たるの故を以て即日退学処分を受けたり。 彼等数名を倒したる後ち、 其他の軽輩等に至りては 妻「カタリーナ」は自 汝不知恥の敵国小豚と呼び 自分も彼等の為め撲殺 一命を堵 自分等の 自分の左右隣房 尚ほ児童三名 [賭] 監禁せら 頑迷暴戻 理由に依 |分の監禁 し彼等 而して

好意に依り仝人方に下宿せしむるを得たり。 と皆拒絶せられたり。 年の児童のみで、 自分等夫妻共に監禁せられたれば、 物の如きは、牛馬と雖も口にせざる「シチユ」様のもの日に 面 末なりし。 まる両便器と小形木製腰掛一個あるのみ。 接せる道路の一部を見るを得るのみなり。 る検閲を経るにあらざれば受入するを得ず。 旋を依頼せしも、 せらるるを潔とせず、自から暇を取りたれば、残るものは若 横臥する能ざるを以て、毎夜交代にて臥床するの余儀なき始 僅に粗造なる木製の長腰掛に類するもの 室にして、 には殺人犯と放火犯人せられ居りたり。 歩と雖も監房外に出づるを許されず、 は毎朝武力製の小盤に少許の冷水を与へられたるのみ。 児童をして下宿生活せしめんと、 破れたる古毛布一枚あるのみ。 人等の残留するのみなりしが、 給せられ、 加之鉄製の目隠あれば、 加之監房中床蟲夥しく睡眠すること稀なりし。 殆ど呼吸に苦めり。 約二尺四方の小窓一ヶ所あるのみ。 朝夕は黒パン厚切の一片を得るのみなり 家政 仝市民は敵国人を下宿せしむること能はず 然るに幸にして稍親交ありし一寡婦 の施行不可能となりたれ 僅に天の一小部分と監獄に連 監房中には何等の設備無く 自宅には児童と独国人の 使用人等は敵国人に使用 其他一隅に粗製不完全極 幾多の知人等に其の 監房は六畳敷大の 信書新聞等は厳 あり、上に枯草を敷 自分等両人全時 故に空気の流通最 殊に甚しきは其 自分等監 ば、 而も鉄格子を 住宅を閉 禁中 脈重な りし。 鄌 食 洗

なれ れり。 巾を打振り、 ŋ しも、 当時帝国の利権を代表せし在伯林米国大使より自分宛伯 腸の思を為し、 て小児の蔭の没するや、 ことなく轟々たる音を立て監房の鉄戸を閉塞するを常とせ に涙を振て尚ほ一二分の猶予を嘆願するも、 至れば直に小児を母の手より奪取り監房外に押出し、 血なき涙なき鬼の如き獄吏は、 か打語り母を慰めつつありし。 れ監房中に来るや直に母に取縋り、 漸く六歳前後にして頑是なく、 僅少なるに依り要領を得ること劣りし。 に関し命令し得るも、 れたり。是に依り多少外界の情況を聞き、差入物其 分間を限り、 トモルト」市官憲に示し、 府と交渉の結果、 前受領せり。 母は小児の監房を去るや鉄窓の間隙より脊を延べ、 小児の帰途を見んとし、 此 自分は長日月間日々此の悲惨なる実悲劇を見て常に 監禁以来妻の如きは神経甚しく興奮し、 0 書面は長時日間差止め置かれ、 母も又手布を振りて之に答へ告別を惜み、 監房中にて獄吏立合の上児童に面会するを許 面会人は絶体に許されず。僅に日々一回づつ十 暗涙に咽ばざりし日なかりし前 自分の釈放を許されたれば、 何分にも若年の児童たると面会時 母は床上に打ち倒れ泣涕久しきに 節時出獄を請求せよとの 小児も又監獄の窓を見つつ手 然るに制服着用帯剣厳め 母恋さの余り日々獄吏に導か 時計を手にし、 泣々廻はらぬ口 三男の如きは其当 漸く出 何等の容赦する 本書 規定の十分時 記 殆ど常規を 0 獄 が如き状 信書来 にて何事 他の要件 の二三日 面 母子共 を 首を 林政 間

あり。 照せし豆の如き小電燈の料金並に監房の掃除料金合計約五 吏より受入せり。 正三年十月十一日に至り七日間内に独逸国々外へ退去すべ るべきかとありたり。 等下僚の者には確定的に言ひ得ざるも、恐く銃殺の刑は免 とせば或は牢死の厄を免がれ能はざるものと覚悟せり。 責して漸く事無を得たり。 を極めたる監禁の苦痛に堪ゆる能はず。 失せしが如き容体となり、長日月に渉り人道を無視せる酷遇 る請求に絶体応ずる能はずと反言せしに、 も自分等を監禁し而も尚ほ如斯料金を請求するは何事ぞ。 しにあらず、 出獄を許されたり。此の日出獄に先ち一 窮迫の為め言ふべからざる困難を感じつつある始末なり。 尚未だ監禁前の健康状態に復せず、 愈々不安懸念を増加せり。自分等は十数年後の今日に至るも 巡視に来る獄吏に自分等の将来如何なるや問ひしに、 ね身体の衰弱すること甚しく、 せんと迫りたるも、 マルク」の請求書なりし。依て自分は好で此の獄舎に去り 若し此の期限中に退去せざれば再び監禁すとの条件にて 故に労働は勿論、 **僂麻窒斯の如きは、今ま尚痼疾性病として苦悶しつつ** 又監房中に宿泊を乞しにもあらず、 開き見れば毎夕七時より九時まで監房中を 或は懇々其愚を説き、 故に或は銃殺せらるるやも計り難く、 業務に従事する能はず。 如斯有様にて日夜煩悶に煩悶を重 若し監禁の尚ほ長時日 監禁中発病せる痔 通の支払請求書を獄 屢々自分と共に自殺 若し此の料金を支 或は慰め、 汝等不法に 加之財政 彼は我 或は譴 病 に渉る 時 大 胃 的

等の 全地にて最も厳重なる取調を受け、 て取調を受たる後ち仝日夕独瑞国境 族と共に、屠所に追るる羊の如く恨を呑で各自少許手荷 出発すべしと厳命せり。 年十二月卅一日夜不意に旅券を交附し、 を左右に挓 独逸国を退去するに決し旅券の交附を請求せしも、 からず。尚且営業上最も重要事施行の必要ありし為め、 の整理を行ふこと能はず、又先途如何に成り行や計り知るべ 敵国民たるの故を以て食料を得ること益々困難となり、 由の行動を取る能はず。 官憲に対し退去期日の猶予を乞ひ、 分所有の不動産及び動産の処分其他一 を受くる事となれり。出獄後営業に関する万般の整理並 する為め毎日午前十時、午後五時の両回警察署に出頭し点呼 るも「デトモルト」市外に出づるを厳禁せられたるのみなら 了したり。如斯にして出獄を許され、漸く自宅に帰るを得た 払はざれば出獄を許さずと。 元旦の祝日として市民屠蘇の香に酔ひ相楽むの日 信書の発送をも禁ぜられたり。 市を立去り、 価値も無く唯時間を費すのみなれば、 人目を憚りつつ逃るが如くにして居住地 〔託〕し交附せず、 官憲より指定されたる順路を経各停車場に 依て大正四年一月一日故国に於ては 加之官憲の圧迫日々に加はり、 此の場合彼等と押問答するも 故意に遷延せしめたる後ち仝 其の許可を得たるも、 尚ほ逃走を企ざるを證 手荷物は勿論着衣に隠 「リンダウ」に着せり。 切の整理の為め、 翌日相違無く仝市を 請求に応じ支払 ーデトモ 官憲は 自分は家 速に

情なれば、 収得せしなり。 圧迫なかりせば、 円を超過せり。 ととなれり。 染料の買入契約を結び、 たる少許の着換を□ふを得たるのみなり。 家財其他 保険契約も官憲の命令と称して解約を申込み来れり。 其の請求に応ぜず。 0 る重要書類、 を過ぎたるを以て此の手附金は全然損失するの止を得ざるこ 殊に最も遺憾なるは戦乱突発直後独瑞諸国にて自分の取扱ふ る商関係は勿論、 如く不法監禁、 道に基因し、 保護證明を請求せしも、 出発に先ち仝市官憲に対し自分の所有せる不動産並に動産 其の手附金として総額約五万四千円を支払たるも、 靴下の内部に至るまで検査せられ、 今ま尚ほ此 漸く瑞西国 旅行禁止の為め行動の自由を失し、 切の所有物を放棄し、 如何とも施策の道なく、 加之之に伴ふ諸 旅行禁止、 の苦痛を嘗め 財政的精神的 之を要するに、 而も是又全々損失せり。 書、受取證其他一 瑞□諸国に於ける商関係全部破壊せられ 自分は最低に見積るも百万円以上の利益を バーゼル」 加之家屋並に動産に対する火災及び盗難 商品の引取は三十日乃至四十日と 又其他の圧迫に依り独逸国に於け 敵国人の財産保護の義務なしとて 共に再び立 つつあり。 種の費用を計上すれば其額拾 市に到着せり。「デトモル 自分は欧州戦争時独逸官憲の 僅に官憲より携帯を許され 切書類押収せられたり。 止を得ず地所家屋は勿論 持参せし営業に関す 一つ能はざる打撃を被 独逸官憲の不法なる 大正四年春 其為め規定の期限 前条縷々記述せる 時帰朝 如 不法 1

> の節、 の損害賠 不取敢帝国外務省へ仝年五月廿一日陳情書と共に左記 償を独逸国 [政府に対し請求せられたき請願書を呈

新築家屋二重煉瓦四 地所約百五 階 建 金弐仟 金七仟五

Ŧī.

百円 百円 したり。

金壱万

家財家具其他の 動

不法監禁に対する慰謝

金

金壱万五

千円

不法監禁の為め臨時支出 費 金壱仟五

営業に関聯す諸 損 金拾万円

合計金拾参万六千五百

闬

忇

れば、 渡欧 ŋ 玉 輪に計上したる損害額を請求せるなり。 は自分の潔せざる所なれば、 額を収得するを常とせば、 すべくして、愈々損害の賠償を得るに至れば漸く実際の損 大官は、 百万円以上を超過せしは確実なるなり。 のにして、 前記損害 然れ共自分は不当の収益を計るにあらず、 し瑞西国 放 棄せし家財 再び全地に於て一 凡て損害賠償は実際の損害の倍或は数倍の額を申 賠償額は事実の損害より尚ほ内輪に計上 間接に被りたる損害を計算すれば、 バ ( ) 什器其他の物件の還 ーゼル」市に引続き居住することなり 家を構 自分も此の例に習ふべき様注告 所謂掛引無き実際の ふる必要あり 附 其の当時有力なる某 其後ち自 を 時 又虚偽 0 たれば、 前述の如く壱 独国 而 なしたるも 分は も尚 |総理 0) 再 ほ内 申

臣

1

1

マン

ホ

ル

ゥ Í

1

グ

宛直接書面を以て数回に

月廿 法省内特種権利審査会に移り、 宅地を独逸独国人に売渡せり。 屋を売却し金員に換ふるの必要迫りしを以て、其当時瑞西国 も計り難き危険の状態にある情報に接せり。 屋内にある物品を掠奪せられ尚ほ全家屋も何時破壊せらるる は其後狼藉者より屢々破壊を企てられ大形窓硝子粉砕せられ 害減額の件に附き、大正六年三月十五日附を以て帝国 受けたれば、 もの多数ありて、 正十年七月特殊権利審査会に於て自分損害賠償に関する件は 省へ申告せり。大正九年十一月損害賠償に係る一切の件は司 金七千五百円を減じ、 償請求額中より減算せり。尚ほ前記の動産物件の還附 駐在帝国全権公使三浦弥五郎の許下を得たる後ち、家屋並に 月に渉りし為め、家屋は益々破損腐朽を来すの恐あり。又家 宛届書を提出し置きたり。 る損害額を一万円と申請せしも、 り交渉せる結果、漸く物件の還附を許され再び自分の所有帰 日間所属外務省宛此旨届出し置たる。 依て全会へ上記の拾壱万九千円の損害を申請したり。 日附を以て申請したる損害全額金拾参万六千五 然るに物件の破 金拾壱万九千円の損害となれり。 物件の損害は弐千五百円に減ぜり。上記物件損 此の全額弐千五百円となれり。 合計金壱万七千五百円也を大正 損使用に堪へざるもの 独逸国に存在せし自分所有の家屋 全会にて審査することとな 依て此代金金壱万円は損害賠 上述の如く大部分之返還を 然るに其後戦争は長年 大正四年六月十 是又其当時外 或は紛失せし 物件に対す 1外務省 百円 兀 军

年再び入独の際前記 ず。且又自分は財政逼迫債務償還に迫り居りたれば、 に決定せられたり。 こととなれり。 れ居りし為め、 ひ得たるも、 領せり。 立せり。大正十三年十一月廿七日内務省内特殊財産管理 る駐日独逸大使と和解に関する文書を交換し、正式に和 意ながら承認せり。大正十三年九月廿二日独逸政府を代表す 所謂先の百より今の五十なる意味の元に和解することを不本 め多数被害者に不利を生ぜしむるは是又自分の本意に を取るは他の被害者に対し反抗するが如く、又自分一人の 者全部は和解に賛意を表せしに、 渉り官憲の手数を煩はすは自分の本意にあらず、尚又他被害 混合仲裁裁判所に於て其曲直を争はんと欲せしも、 は虚偽或は不当の請求を為すにあらざれば、 ち大正拾参年本係争問題を和解するの議の起りたるも、 を通じて〔誤記訂正〕 じ難き答弁書を受領せしを以て、 「ロンドン」日独混合仲裁裁判所に於て裁判に附すること 損害賠償額 ーク」相場大下落の為め不動産売却金全部は全損 前条に開陳せし如く自分所有の在独不動産は売払 其当 斯る次第なれば日独混合仲裁裁判所 止を得ず独逸銀 の一 一時独逸国法として外国金銭送附 其後数回独逸被告より損害賠 部金七万五千四百五拾五円四拾 0 弁駁書を呈出、 預金引出 し得 行に預金 独り自分のみ強硬なる態度 原告自分より又特殊審 たるも、 幾多の曲折を経たる後 し置き、 飽くまでも日 時恰 温賞請: !も通貨 きを禁ぜ 大正十 長年月に 九 俗 申 あ 查会

在

ŋ

ŋ 附を以て、外務大臣宛東京府庁を通じて財産の損害並 せしも幸にして免れ、 上陸する得たるに、次に来りし大火災により焼死の危険直面 己の者渡欧に際し、見送りの為め横浜に至りし埠頭上にて彼 銀座二丁目九番地沢文旅館方に寓居し居り、仝年九月一日知 数月を出でずして消費したり。是より先き大正拾弐年京橋区 部分は直に借金返済に充当し、 月を経過したる後ち、損害に対し一部の賠償を得たるも其大 州戦争開戦に因り多大の損害を被り、 分の被りたる損害として残留するものなり。大正三年八月欧 千五百四拾四円五拾壱銭となり、 ほ債務の残留あり。 に依り却下されたり。爾来窮迫日々に其度を増加し、 に係る損害に対し申請なしたるも、 の恐るべき大地震に遭遇し、 大打撃を受け、 領せし七万五千四百五十五円四十九銭を減ずる時は、五万参 せし損害額拾壱〔万〕九千円に不動産損害金壱万円を加算 損害総額金拾弐万九千円となれり。 如斯悲惨なる状態なりしを以て、大正十四年五月廿三日 切の所有物其他書類悉く焼滅し、 痛煩悶なしつつある始末なり。 財政逼迫の苦痛を実感しつつ拾年以上の長年 事実上糊口に苦むも近き将来たるべ 翌日帰京するや旅館は既に焼失し居 将に溺死せんとせしも、幸して 僅少なる残余金は生活の為め 而して此の金額は今ま尚自 審査の結果不承認 爾来再び立つ能はざる 此の総額より先に受 何物も残留せざり 而も尚 の理・ 正に引揚

前記縷々開陳する所は、

虚偽は勿論、

同情を得んが為め事実

る所なり。 る所なり。 を誇張するに非らず。実際自分が被りたる損害災厄に基因を を誘張するに非らず。実際自分が被りたる損害災厄に基因 を誘張するに非らず。実際自分が被りたる損害災厄に基因

外務大臣男爵幣原喜重郎殿昭和四年八月廿九日 野原駒吉

钔

Detmold i. Lippe, 29. Aug 1914

An die amerikanische Botschaft Berlin

Hochgeehrte Herren!

Es ist mir durch die Zeitung gewahr geworden, dass die amerikanische Botschaft die Vertretung Japans übernommen hat, so erlaube ich mir, Ihnen höflichst folgendes mitzuteilen und gleichzeitig Sie um Ihnen gefälligen Rat [und] event. [eventuelle] Unterstützung zu bitten. Ich bin ein Japaner, bin technischer Vertreter von "Chemikalienwerk Griesheim" in Griesheim am Main, dessen Agent die American Trading Company zu Hamburg ist. Meine Frau, eine geborene Deutsche, und Kinder sind seit August 1912 hier in Detmold wohnhaft, meine Kinder besuchen die hiesige Real- und Vorschule. Ich komme nach Deutschland fast jeder Jahr, um geschäftliche Sache zu erledigen. Ich habe hier ein Grundstück als Eingetum und mein Haus ist jetzt im Bau. Ich habe militärisch sowie politisch absolut nichts zu tun. Meine Frau und ich sind seit einiger Zeit in Schutzhaft genommen worden und im hiesigen Untersuchungsgefängniß untergebracht. Es wurde mir gleich bedeutet, diese Maßnahme sei nur für wenige Tage und so wartete ich ab, obschon mir die Sache unter den obwaltenden Verhälteissen fast unerträglich war. Wie Sie sich denken können, ist das Gefängniß in diesem kleinen Orte nicht auf Schützhafterung eingerichtet. Zum Beispiel bin ich gewohnt täglich mein Bad zu nehmen und können Sie sich wohl verstellen, wie man leidet, wenn man dann seit acht Tagen ohne Bad ist und auch nicht weiß, wann man wieder ein solches haben kann. Vor allen Dingen sind aber mit meinem Bau sowohl wie auch mit der Haushaltung sowie der Versorgung der Kinder eine Reihe Entscheidungen zu treffen, die, da schon bisher aufgeschoben, unaufschiebbar geworden sind. Mein Haus sollte zum 1. Okt. d. J. beziehbar sein und ist demzufolge meine jetzige Wohnung gekündigt und auch schon wieder vermietet. Durch den Krieg wird aber anscheinend mein Haus nun nicht fertig und wenn ich mir jetzt keine Wohnung suche, muß ich gewärtig sein, zum 1. Okt. mit meinem Kinder und Einrichting auf der Straße zu sitzen. Private finanzielle Geschäfte sind auch zu regeln, wie ich auch geschäftlich wichtige Sachen zu erledingen habe. Ich möchte Sie darum um gütige Verwendung zu meiner Freilassung zu bitten und falls das nicht angängig sein sollte, doch möglichst zu veranlassen, daß mir Gelengenheit zur ungehinderten Wahrung meiner privaten Geschäfte gegeben wird, auch mir Klarheit gegeben wird, mit wie langer Inhaftierung ich event. [eventuell] noch zu rechnen habe, da ich mich danach einrichten muß. Für Ihre gütige Bemühungen im voraus bestens dankend in der Hoffnung bald von Ihnen irgendwelchen Bescheid zu erhalten.

Ξ

Mit vorzüglicher Hochachtung Ihr ergebener K. Nohara

#### (5) German Treatment of Japanese: Interesting Narrative by a Refugee, in: The Japan Chronicle, March 15, 1915<sup>(14)</sup>.

After having been kept in prison in Germany for two months and nine days, Mr. Komakichi Nohara retuned to Japan by the "Manchuria" recently. Mr. Nohara is connected with the American Trading Company as a dye expert, and in that capacity was in Germany when the war broke out. An account of the way in which Germans treated Japanese residents was obtained in an interview with him by a representative of the *Japan Advertiser*.

It appears that Mr. Nohara, his wife (a German lady), and their three boys were at their home in Detmold, Lippe, in August. On the 17<sup>th</sup> of the month Mr. Nohara was warned by the police not to stir from his house. On the 22<sup>nd</sup> he was again visited by them and ordered to accompany them to prison, for protection.

He says: -

"I told them it was not necessary to protect me. Everybody in the place knew me and what kind of a man I am. I believed Germans were gentlemen, and that I would not suffer any harm," said Mr. Nohara. As he continued to protest, he was taken to the Governor of Lippe. The latter reiterated that orders had come from Berlin that all Japanese were to be imprisoned for their protection. Disregarding any further protests, he was taken to jail and confined in an ordinary felon's cell.

Two days later Mrs. Nohara was arrested and separately jailed. After a few days, however, she was allowed to be in the same cell with her husband. When the latter was arrested, she became greatly excited, and telegraphed to Berlin appealing for help, but to no effect. Their children were discharged from school, and taken care of at home by their German servants.

Mr. and Mrs. Nohara's cell was ten or twelve feet square. There was a small window from which it was impossible to look out. For electric light and cleaning of this place, Mr. Nohara was, when released, charged 46 mark! Prison fare was a portion of vegetable soup at noon, and two slices of black bread with a cup of weak, unsweetened coffee at morning and night. They were allowed to have meals brought from their home.

The children were permitted to see their parents for ten minutes each day. "The jailors would stand with watch in hand, and exactly on the minute the boys were taken away. The youngest, not understanding the matter, would cry, and so would his mother, and this was the hardest of all

四

#### AMERICAN AMBASSADOR'S GOOD OFFICES.

Mr. Nohara praised very highly the American Ambassador. Soon after he was first thrown into jail, he wrote to Mr. Gerard, who did everything in his power to obtain his release. After ten days, the Ambassador telegraphed that he had arranged the matter, and that the telegram was to be shown to the prison authorities, who would release him. The latter denied having received confirmatory instructions from Berlin, and refused to do anything, so there the matter rested. Mr. Gerard also offered to supply money if necessary.

The Noharas were released on October 30<sup>th</sup>, after being in jail for two months and nine days. They were ordered to leave Germany in a week. In order to settle their affairs, an extension of two weeks was granted. They were ready by November 20<sup>th</sup>, and applied for the necessary passport visé, but this was not given until December 31th.

The only route by which they were allowed to travel was to Switzerland. In Zurich, the Japanese Consul, a Swiss, was very courteous and did all he could to give help. Their three boys speak only German, and so they and Mrs. Nohara remained in Basle, so that they may continue their education.

#### SWISS PRECAUTIONS

When the war began, says Mr. Nohara, there was great disagreement between the pro-French and pro-German factions of the Swiss, which threatened to assume serious proportions. It was decided at last that in case Germans broke Swiss neutrality, it should be resisted and help given the French; but that if the latter were first to cross the boundary, the German side should be taken. The Japanese Consul told Mr. Nohara that a very large number of Swiss soldiers were distributed along the border to repel invasion.

Property of considerable value was reluctantly abandoned by the Noharas. Their real estate, a new house, and much valuable furniture and many curios, were worth well over 50,000 mark. The authorities refused to give a certificate of any kind acknowledging the ownership of this property. "I myself painted, inside the house, the words 'Dai Nihon Teikoku-Banzai,' with Japanese flags," smiled Mr. Nohara. "I also carried away, in a case, a piece of German earth!" He was not allowed to effect any insurance on the house and goods.

Mrs. Nohara had some money in a local bank, which at first it refused to pay out. Finally, she was able to draw it out, a little day by day, in paper notes. These were exchanged for gold in

Ŧī.

Switzerland at the rate of 1 franc for 1 mark. The German police obliged people to give up their gold and receive paper currency instead.

When war was declared between France and Germany Mr. Nohara was in Frankfort and witnessed the French aeroplane night attacks on August 2<sup>nd</sup> and 3<sup>rd</sup> on the Frankfort station. From what he was able to see it will be a long task to starve Germany. In December, retail food prices were the same as before the war, while in Switzerland they were higher. As a Japanese, however, he had the greatest difficulty in getting supplies, especially of milk, bread, and other necessaries. Dealers said they would not sell to Japanese "pigs."

"The Germans show the utmost unanimity and determination," said Mr. Nohara. "The women declare that if the men are not sufficient to carry on the war alone, they, the women, will join them. When mobilization started, the people were extremely quiet, and I thought such people would win."

The Japanese Foreign Office has informed Mr. Nohara that if the presents a detailed statement of the damage he has suffered, it will be forwarded to the American Government, for negotiation with Germany.

> 妻がその 一
> 先
> づ 1 右 館 ル 捕

児を挙げ

たのであつた。

然るに

日

1獨開

戦 と同

時

て牢

続

7 に獨逸官

カ

b 憲は

人として三ヶ月間 ラ及びセイシンをまづ捉

ブ

1

牢 獄に投じ

-獄に拘

禁され

b

許され S 11

ず、

而も種

Þ

なる迫害を加へ

5

粗末な待遇 つては

を受け

狭

中

-ですべ

ての 豆

自由を奪は れた相である。

毎

Ħ

朝

は ĺ

18

水、 0

昼は

スー

1 そ ル

ヒ 0 めて居

ŋ

その間

匈 工

牙利

X

なる前

記 イ

ベ 一ン商 、ラとい

ふ妻を迎

身獨逸に赴きブレ

メン市

1

ラ

工

会の

電気技師

を

海軍

中

長谷部長連、

電気研究者横川

郎氏等ありたり

へて牢

獄

辛うじて三ヶ

角の

拘

禁より免

れたる貿易商武内新

太郎

氏を始

8

室田

海

軍

機関大鑑

Щ

て辛うじて土耳

古

無事帰着したるが各乗客には身を以

た混 n また健在であ 0 工 血 ムラスベ商 語る処に依ると同 同船 |児で父なる人は三十 児セイシン(+つ)とい に橋詰 一会に在 るが カー 力 1 勤 人は日本人の母と獨逸人の父とを ル ル して ĺ 车 四十 ふのを連れて乗込んでゐた、 + る 前日本に来り目 Ł る 同妻ベラ 歳 母 0) 春 0 名 Ħ (計) とい 本を去つ は 下 お富と 東京 7 ふ夫 1 0

#### (6) 橋 爪 カ ル 鹿 |島丸航途恙なく欧洲より帰る] (『神戸

#### 帰 聞 朝客土産話 九 五 年一 0) i ろ( 月一九日

船会社

欧州

(汽船)

鹿

島

丸は予定の

如

H

前

京なる父の許に電報を打ちその迎へを待つと語つてゐた的話に通じてゐるけれど日本語は一語も話せず当地上陸後東の語に通じてゐるけれど日本語は一語も話せず当地上陸後東の語に通じてゐるけれど日本語は一語も話せず当地上陸後東の語に通じてゐるけれど日本語は一語も話せず当地上陸後東の語に通じてゐるけれど日本語は一語も話せず当地上陸後東の語に通じてゐるけれど日本語は一語も話せず当地上陸後東の語に通じてゐるけれど日本語は一語も話せず当地上陸後東京なる父の許に電報を打ちその迎へを待つと語つてゐたかくする中に獨逸官憲は敵国人退去の命令を発した。カールかくする中に獨逸官憲は敵国人退去の命令を発した。カールかくする中に獨逸官憲は敵国人退去の命令を発した。カールかくする中に獨逸官憲は敵国人退去の命令を発した。カールかくする中に獨逸官憲は敵国人退去の命令を発した。カールかくする

# 新聞』一九一五年一月二七日) 橋爪カール「無情な独政府 自国人の子を拘禁」(『読売

業を営める獨逸人る同胞あり、カール橋爪と称し長崎市の生れ父は同地にて商る同胞あり、カール橋爪と称し長崎市の生れ父は同地にて商出土十六日横浜入港の春日丸にて獨逸国を追放されて帰朝せ

△日本人の血 を有するものとして直に拘禁したるが米国大かるべしと思ひ居りしに同国政府にてはの子を挙げたが、昨年八月日獨国交破れたれど同人は父かるべしと思ひ居りしに同国政府にては別と、妻が獨逸の同盟国人なれば獨逸に戻るも差支えなかるべしと思ひ居りしに同国政府にては

日本人に対する処置を憤慨し日本に永住すべしと(横浜電同人は同日上京築地なる知人の許に赴きたるが同人は獨逸が

話

【追記】本稿は、愛媛大学リサーチユニット「グローカル地域研究」(GLOCAS)、科学研究費・挑戦的研究(萌芽)「近代日本の捕虜処遇と大正・昭和初期におけるその変容に関する政治史的考察」(研究課題番号:正・昭和初期におけるその変容に関する政治史的考察」(研究課題番号:正・昭和初期におけるその変容に関する政治史的考察」(研究課題番号:正・昭和初期におけるその変容に関する政治史的考察」(研究課題番号:「九一八一一九四五)」(研究課題番号:21H00681、研究代表者:森靖夫、「九一八一一九四五)」(研究課題番号:21H00681、研究代表者:森靖夫、「九一八一一九四五)」(研究課題番号:21H00681、研究代表者:森靖夫、「九一八一一九四五)」(研究課題番号:21H00681、研究代表者:森靖夫、「九一八一一九四五)」(研究課題番号:21H00681、研究代表者:森靖夫、「九一八一十九四五)」(研究課題番号:21H00681、研究代表者:森靖夫、「九一八一十九四五)」(研究課題番号:21H00681、研究代表者:森靖夫、「九一八十一十九四五)(研究課題番号:21H00681、研究代表者:森靖夫、「九一八十一九四五)(研究課番号)(明示第一年)(14H00681)(14H006

- Der Staatssekretär des Innern an den Herm Staatssekretär des Auswärtigen Amts, 16. September 1914, In: Das Bundesarchiv (BArchiv), R901/86320.
- 村尚清「ドイツ幽閉記」」千倉書房、二〇一三年、九八一一〇一頁。は、奈良岡聰智『「八月の砲声」を聞いた日本人―第一次世界大戦と植は、奈良岡聰智『(八月の砲声」を聞いた日本人―第一次世界大戦と植る、 ベルツ花子『欧洲大戦当時の独逸』審美書院、一九三三年、一二九―
- ある。Cf. Rolf-Harald Wippich, Internierung und Abschiebung von Japanern

使の尽力にて漸く釈放され佛国に出て今回帰朝した者なりと

- im Deutschen Reich im Jahr 1914, in: Zeitschrift für Geschichtswissenschaft Jg.55 Heft 1, 2007, 8.33-34.
- (α) Der Brief von H. Julien an die Redaktion der Vossischen Zeitung, 22. März 1915, in: BArchiv, R901/86322.
- 6) 梶原克彦「第一次世界大戦下の日本におけるドイツ人処遇問題」『愛
- た人々』日本経済評論社、二○一五年、も参照。さ研究会・横浜開港資料館編『横浜と外国人社会―激動の20世紀を生き会研究会・横浜開港資料館編『横浜と外国人社会―激動の20世紀を生きた人々』日本経済評論社、二○一五年、も参照。
- (∞) Japanese in Germany: Plea for Reciprocity, in: The Japan Chronicle, March 19, 1915.
- Der Brief vom Ostasiatischen Verein an das Auswärtige Amt, 12. Mai 1915, in: BArchiv, R901/83622.
- (10) Verbalnote vom Auswärtige Amt an die Botschaft der Vereinigten Staaten von Amerika, 17. Juli 1915, in: BArchiv, R901/83622. イケベ(池邊栄太郎)については、梶原克彦・奈良岡聰智「第一次世界大戦と在独日本成の抑留問題(一)」『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』第四十七号、二〇一九年。オノ(小野休次郎)については別稿で論じる。
- Die Telegrafie von Nohara an Herren Reichskanzler Berlin, 4. Dezember 1914, in: BAchiv, R901/86321.
- (2) Königlich Sächsisches Ministerium der auswärtigen Angelegenheiten an das Auswärtige Amt des Deutschen Reichs, 28. November 1914, in: BArchiv, R901/86321.
- (3) BArchiv, R901/86320

  「アメリカ大使館が日本の代理を引き受けたと新聞で知るに至り、在ベルリン米国大使館宛
  在ベルリン米国大使館宛

以下

成せず、もしわたしが今住まいを探さなければ、十月一日に子供たちと だけると存じます。わけても、我が家の建築のことはもちろん、家計と りますが、八日間来、入浴することができず、何時また入浴できるのか 状のもとではほとんど堪えられないものだったのですが、辛抱いたしま 中です。私は軍事にも政治にも全く何の関りもございません。先日来 ならびに幼稚園に通っております。私はほぼ毎年ドイツに来て、業務を ム・アム・マインにある「グリースハイム化学工場」の技術販売員を務 助力を賜りますよう、お願いいたします。私は日本人で、グリースハイ の事項を謹んでご報告いたしますと同時に、ご助言と場合によってはご よう、出来得る限りお取り計らいくださりますようお願いいたします。 のか、その準備もしなければなりませんから、この点が明らかにされる なく処理する機会が与えられるよう、また、あとどれくらい拘束される いいたします。もし釈放が認められない場合には、個人的な用事を滞り ればなりません。そのために私の釈放へ向けた貴大使館のご尽力をお願 用事を整理しなければなりませんし、仕事上の重要な問題も処理しなけ 家財道具は路頭に迷うことを覚悟せざるを得ません。個人的な金銭上の 約解除となり貸し出されます。しかし戦争のために我が家はおそらく完 本年十月一日に入居可能の筈でしたので、その後、私の現在の住居は契 でに先送りにしておりましたので、先延ばしにはできません。私の家は 子供の養育について、一連の決定をしなければなりません。これまです 分からないとしたら、どんなに苦しいか、貴殿にもおそらくご想像いた 護検束に適していません。例えば私は毎日入浴することを習慣としてお した。ご想像できるかと存じますが、こうした狭隘な場所での拘束は保 はほんの数日のことだとそれとなく仄めかされたので、こうした事は現 妻と私は保護検束を受け、当地の未決監に収容されています。この措置 行っております。私は当地に財産として土地を所有し、家屋は現在建築 よりここデトモルトに住んでおります。子供たちは当地の実業中等学校 グ・カンパニーです。妻はドイツ生まれで、子供たちは一九一二年八月 めており、同社の特約店は在ハンブルクのアメリカン・トレーディン

します。 します。

敬具 K・ノハラ

ザー』紙記者の同人へのインタビューで明らかになった。あった。ドイツ人の日本人居住者への処遇が『ジャパン・アドヴァタイカの貿易会社と関連があり、開戦時にはその関係でドイツに滞在中でカの貿易会社と関連があり、開戦時にはその関係でドイツに滞在中でコンチュリア号で最近帰国した。ノハラ氏は染料の専門家としてアメリマンチュリア号で最近にあれる独逸での獄中生活をへて、コマキチ・ノハラは二ヶ月と九日にわたる独逸での獄中生活をへて、コマキチ・ノハラは

クロニクル』紙、一九一五年三月二十五日

「日本人に対するドイツの処遇ー避難民の興味深い談話」『ジャパン

に刑務所へ同行するよう命じられた。出ていると、ノハラ氏と妻(ドイツ女性)と三人の子供たちは、八十二日に再び警察の訪問を受け、保護のため月にリッペ侯国デトモルトの自宅にいた。同月十七日に警察から自宅をにれてよると、ノハラ氏と妻(ドイツ女性)と三人の子供たちは、八

彼曰く

「私は自分を保護する必要はないと言った。同地ではみんな私のこと とその人となりを知っている [からである]。私はドイツ人は紳士であ と同氏は語った。彼は異議を訴え続けたが、リッペ当局の手に囚われ と同氏は語った。彼は異議を訴え続けたが、リッペ当局の手に囚われ た。当局が繰り返したのは、すべての日本人はその保護のために投獄さ た。当局が繰り返したのは、すべての日本人はその保護のために投獄さ た。さらなる異議申し立てにも拘らず、同氏は投獄され、通常の重罪犯 とその人となりを知っている [からである]。私はドイツ人は紳士であ とその人となりを知っている [からず、同氏は投獄され、通常の重罪犯 た。さらなる異議申し立てにも拘らず、同氏は投獄され、通常の重罪犯 とその人となりを知っている。同地ではみんな私のこと

二日後、ノハラ夫人が逮捕され、ノハラ氏とは別に収監された。しか一二日後、ノハラ夫人が逮捕された時、夫人は非常に衝撃を受け、助力を乞うためベルリンへ電逮捕された時、夫人は非常に衝撃を受け、助力を乞うためベルリンへ電ドイツ人使用人が面倒をみることなった。

者用の独房に拘禁された。

ノハラ夫妻の独房は十~十二平方フィートだった〔およそ三・六五

「中国のでは、「中国のでは、「中国のでは、「中国のでは、「中国のでは、「中国のでは、「中国のでは、「中国のでは、「中国のでは、「中国のでは、「中国のでは、「中国のでは、「中国のでは、「中国のでは、「中国の 「中国のでは、「は、「中国のは、「中国のは、「は、「中国のは、「は、「は、「は、「は、「は、「は、、「は、「は、、「は、「は、は、「は、は、は、「は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は

子供たちは毎日十分両親に面会することが許された。「看守は時計を子供たちは毎日十分両親に面会することが許っていない子供は泣いて、そのため母親も泣き、これが最も堪えがたかった」とノハラ氏は説明した。「看守たちは二十分から最も堪えがたかった」とノハラ氏は説明した。「看守たちは二十分から最も堪えがたかった」との時間で子供たちを連れ去った。「看守は時計を子供たちは毎日十分両親に面会することが許された。「看守は時計を子供たちは毎日十分両親に面会することが許された。「看守は時計を

#### アメリカ大使の尽力

ノハラ氏はアメリカ大使を大いに賞賛した。ノハラが最初に投獄され とを申し出 い。そうすれば解放されるだろう、とのことだった。監獄当局はペルリ り、そうすれば解放されるだろう、とのことだった。監獄当局はベルリ が事態の調整を行っており、本電報は監獄当局にも閲覧させるべきであ してノハラの解放を得ようとした。十日後、大使からの電報では、自身 た直後に、ジェラード大使も必要な場合にはお金を支払うことを申し出 であった。ジェラード大使も必要な場合にはお金を支払うことを申し出 であった。ジェラード大使も必要な場合にはお金を支払うことを申し出 と。

スパラ夫妻は十月三十一日まで与えられなかった。 をな問題を片づけるために、二週間の滞在延長が保証された。夫 た。色々な問題を片づけるために、二週間の滞在延長が保証された。夫 た。色々な問題を片づけるために、二週間の滞在延長が保証された。夫 は十一月二十日までに準備が完了し、必要な査証パスポートの発行も のことだった。夫妻はドイツを一週間以内に退去する事を命ぜられ のことだった。夫妻はドイツを一週間以内に退去する事を命ぜられ

ことを惜しまなかった。夫妻の三名の男子たちはドイツ語しか解さないリヒでは、スイス人の日本領事が非常に親切で、助力のためにあらゆる夫妻が出国を認められた唯一のルートがスイス行きであった。チュー

ので、子どもたちとノハラ夫人はバーゼルに留まり、勉強を続けることので、子どもたちとノハラ夫人はバーゼルに留まり、勉強を続けること

#### スイスの警戒

ノハラ氏いわく、戦争が勃発した時、スイス人のドイツ派とフランス (職事がノハラ氏に語ったところでは、非常に多くのスイス兵たちが侵入 は、それは阻止され、フランス人が助力する、しかしフランス人が最初 に国境を越えたならば、ドイツ側に味方する、ということだった。日本 に国境を越えたならば、ドイツ側に味方する、ということだった。日本 に国境を越えたならば、ドイツ側に味方する、ということだった。日本 に国境を越えたならば、ドイツ側に味方する、ということだった。 の間で大きな意見の相違があり、深刻な不調和となる恐れがあっ ということだった。

対していかなる保険をかけることも認められなかった。大妻の不動がなりの価値を持つ財産を不承不承ノハラ氏は微笑んだ。「また旗と共に『大日本帝国万歳』と描いた」とノハラ氏は微笑んだ。「また旗と共に『大日本帝国万歳』と描いた」とノハラ氏は微笑んだ。「また旗と共に『大日本帝国万歳』と描いた」とノハラ氏は断念した。夫妻の不動かなりの価値を持つ財産を不承不承ノハラ氏は断念した。夫妻の不動かなりの価値を持つ財産を不承不承ノハラ氏は断念した。夫妻の不動かなりの価値を持つ財産を不承不承ノハラ氏は断念した。夫妻の不動

りに紙幣を受け取るよう義務付けていた。という夫人は地方銀行にいくらかの預金があったが、当初、銀行はそのりに紙幣でのことだった。これらはスイスで一マルクに対し一フラの引出しを拒否した。最終的に彼女は引き出すことが出来たが、日に少の引出しを拒否した。最終的に彼女は引き出すことが出来たが、当初、銀行はそ

していた。しかしながら、日本人として、ノハラ氏は、とくに牛乳、パ月に、食品の小売価格は戦前と同じであるのに対して、スイスでは高騰て、ドイツを兵糧攻めにするのは長期戦になるということである。十二スの夜間空襲を目撃した。ノハラ氏が目にすることができたことからしクフルトに居り、フランクフルト駅への八月二日と三日におけるフランクフルトに居り、フランスとドイツとの間で宣戦布告がなされた時、ノハラ氏はフランクフルたた。

は、自分達は日本人の「豚」には売らないと口にした。

あったし、そうした人々が勝利すると思う」。
あったし、そうした人々が勝利すると思う」。
よの大し、そうした人々が勝利すると思う」。
より、そのした人々が勝利すると思う」。

ツとの交渉のためにアメリカ政府に手渡すと、同氏に伝えた。 日本外務省は、もしノハラ氏が被った被害の詳細を申告すれば、ドイ

(筆者註 なお本記事の基となったのは、一九一五年三月二十二日(筆者註 なお本記事の基となったのは、一九一五年三月二十二日(筆者註 なお本記事の基となったのは、一九一五年三月二十二日(筆者註 なお本記事の基となったのは、一九一五年三月二十二日(章者註 なお本記事の基となったのは、一九一五年三月二十二日(章者註 なお本記事の基となったのは、一九一五年三月二十二日